

埼玉県の研修等施設

埼玉県障害者交流センター

障がい者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上を目的とした講習会や、スポーツ・レクリエーションなどの便宜を提供します。

《窓口》 埼玉県障害者交流センター

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1

TEL 048-834-2222 FAX 048-834-3333

埼玉県県民活動総合センター

生涯学習活動を目的に、各種講演会・講習会・研修会などを行っています。また、ボランティアをはじめとする各種学習・活動相談窓口や、スポーツ・レクリエーション施設もあります。宿泊施設も併設しており、障がい者や高齢者は低料金で宿泊できます。

《窓口》 埼玉県県民活動総合センター

〒362-0812 北足立郡伊奈町内宿台6-26

TEL 048-728-7111 FAX 048-728-7130

埼玉県伊豆潮風館

障がい者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設です。障がい者や高齢者、また重度障がい者の付添いの方は低料金で宿泊できます。

《窓口》 伊豆潮風館

〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原1317-89

TEL 0557-51-1504 FAX 0557-51-3436

障害福祉制度と介護保険制度

平成12年から介護保険制度が開始されたことにより、65歳以上(又は40歳～64歳までの次頁表の特定疾病者)で、障がいのある方の場合、介護保険制度のサービスと障害福祉制度のサービスにおいて共通するサービスについては、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。

ただし、介護保険制度にはないサービスを受けたい場合や、一定の条件を満たした場合などは、障害福祉サービスを受けられることもありますので、詳細については各相談窓口にてお問い合わせください。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

特定疾病(介護保険で対象となる病気)

1	末期がん	9	脊柱管狭窄症
2	関節リウマチ	10	早老症
3	筋萎縮性側索硬化症	11	多系統萎縮症
4	後縦靭帯骨化症	12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
5	骨折を伴う骨粗しょう症	13	脳血管疾患
6	初老期における認知症	14	閉塞性動脈硬化症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	15	慢性閉塞性肺疾患
8	脊髄小脳変性症	16	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サポート手帳

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害及び学習障害などの発達障がいのある方(その他、発達に気がかりな点のある方など)が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援が受けられること、また、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらうことを目的に、希望者に対し「サポート手帳」を配布しています。配布場所は、障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係の他、子育て支援課、各地区保健センターでも配布しています。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

発達障がい児・者のための支援ガイド

発達障がいに対する理解を深めるとともに、発達に不安や心配のある方が、早期に相談・支援につながるができるよう、相談支援の窓口や利用できる主な福祉制度等について掲載した、「発達障がい児・者のための支援ガイド」を配布しています。配布場所は、障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係の他、子育て支援課、各地区保健センターでも配布しています。なお、市のホームページで電子版もダウンロードできます。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

聴覚障がい者福祉カード

聴覚障がい者が日常の生活を送るうえで、周囲の方に簡単な手助けや協力をお願いしやすくなることのできるカードです。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）

1 概要

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、虐待を受けている障がい者本人だけではなく、虐待をしてしまう家族など養護者への支援や、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。

市においても、障がい者福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置し、地域の関係機関との連携を図りながら、障がい者虐待・権利侵害の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための支援体制を整備します。

2 対象となる障がい者

身体・知的・精神障がい者(発達障がいを含む)や、その他の心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方。

3 障がい者虐待とは

(1) 養護者による虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人等による虐待

(2) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

(3) 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業所などによる虐待

4 障がい者虐待の例

身体的虐待	暴行、拘束など
性的虐待	わいせつな行為の強要など
心理的虐待	暴言、差別的な言動など
放棄・放任(ネグレクト)	食事などの世話をしない、長時間の放置など
経済的虐待	財産や年金などを勝手に使うことなど

5 相談・連絡先

障がい者の方への虐待に関する相談や、虐待を受けたと思われる障がい者を見かけましたら、障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係まで、ご相談又はご連絡をお願いします。

なお、障がい者が生命の危険にさらされるような虐待を受けているのを見つけたときは、すぐに最寄りの警察署へ通報してください。

(平日夜間及び休日については、市役所又は各総合支所警備室で電話を受付け、担当者を通じて警察に連絡します)

障がい者に関するマーク

障がい者に関するマークは、主に次のようなものがあります。
(マークの掲載については、関係団体等の許可を得て掲載しています。)

身体障がい者標識(障がい者マーク)



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(関係団体等:各警察署交通課)

聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク)



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(関係団体等:各警察署交通課)

耳マーク



聴覚障がい者であることを示す国内で使用されているマークです。

聴覚障がい者は外見的にはわかりにくいために、誤解されたり、不利益になったりなど、社会生活上での不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。

(関係団体等:社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

障がい者のための国際シンボルマーク



このマークは、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。

車椅子をご利用の方だけでなく、すべての障がい者を対象としています。

(関係団体等:公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

視覚障がい者を表示する国際シンボルマーク



視覚障がい者を表す世界共通のシンボルマークです。

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。

(関係団体等:世界盲人連合、社会福祉法人日本盲人福祉委員会)

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表すマークです。

オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解とご協力をお願いします。

(関係団体等:公益社団法人日本オストミー協会)

ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいのある人」を表すマークです。

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を総称して「内部障がい」といい、これらの障がいのある方々は、外見的にはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

(関係団体等:内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

身体障害者補助犬法の施行により、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも、同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。

(関係団体等:厚生労働省)

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

このマークを身につけている方を見かけたら、バスや電車で席を譲るなどの配慮や支援をお願いします。

(関係団体:東京都)

久喜市の主な公共機関等の連絡先

施設名	所在地 (久喜市)	TEL	FAX
久喜市役所(本庁舎)	下早見85-3	22-1111	23-0699
久喜市役所(第二庁舎)	北青柳1404-7	22-1111	22-0300
菖蒲総合支所	菖蒲町新堀38	85-1111	85-6804
栗橋総合支所	間鎌251-1	53-1111	52-6027
鷺宮総合支所	鷺宮6-1-1	58-1111	58-7019
久喜市教育委員会	下清久500-1	22-5555	31-9550
中央保健センター	本町5-10-47	21-5354	21-5392
菖蒲保健センター	菖蒲町新堀1	85-7021	85-7886
栗橋保健センター	間鎌251-1	52-5577	52-0123
鷺宮保健センター	鷺宮6-1-2	58-8521	59-2441
休日夜間急患診療所	本町5-10-47	21-9090	21-9090
ふれあいセンター久喜	青毛753-1	25-1010	25-1022
いちょうの木	所久喜835-1	23-4711	24-1762
けやきの木	青毛1146-1	21-7555	21-7555
のぞみ園	北青柳1331	22-2381	22-2381
健康福祉センター(くりむ)	間鎌255-1	52-8787	—
くりの木	間鎌276-2	55-2341	55-2343
あゆみの郷	東大輪2273-1	58-8956	58-8956
ゆう・あい	上内327-6	57-4353	57-4353
児童センター	吉羽1-40-14	21-8181	24-1783
しょうぶ会館	菖蒲町菖蒲1077-1	85-0370	85-0626
鷺宮児童館	上内878	58-7054	58-7054
久喜市ファミリー・サポート・センター	青毛753-1	29-1900	29-1935
久喜地域子育て支援センター (ぼかぼか)	吉羽692-1	21-8596	24-1785
栗橋地域子育て支援センター (くふる)	中里1048-1	55-1147	55-1146
鷺宮地域子育て支援センター (すまいる)	鷺宮2-6-19	59-7510	59-7511
久喜市社会福祉協議会	青毛753-1	23-2526	24-1761
菖蒲地域福祉センター	菖蒲町新堀38	85-8131	85-8808
栗橋地域福祉センター	間鎌255-1	52-7835	52-7804
鷺宮地域福祉センター	鷺宮6-1-7	58-9131	58-7200

埼玉県関係機関

施設名	所在地	TEL	FAX
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	—
障害者福祉推進課		048-830-3310	048-830-4789
障害者支援課		048-830-3300	048-830-4783
福祉監査課		048-830-3440	048-830-4788
東部中央福祉事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2132	048-734-1121
幸手保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101	0480-43-5158
中央児童相談所	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152	048-770-1055
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-2218
春日部年金事務所	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階	048-737-7112	048-737-7039
ハローワーク春日部	春日部市下大増新田61-3	048-736-7611	048-737-5232
春日部県税事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2110	048-737-2131
自動車税事務所春日部支所	春日部市増戸752-5	048-763-4111	048-760-1207
春日部税務署	春日部市大沼2-12-1	048-733-2111	—
久喜警察署	久喜市上早見154	0480-24-0110	0480-24-0110
幸手警察署	幸手市上吉羽964	0480-42-0110	0480-42-0110
宮代特別支援学校	宮代町金原636-1	0480-35-2432	0480-36-1017
塙保己一学園	川越市笠幡85-1	049-231-2121	049-239-1015
大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町2-68	048-663-7525	048-660-1906
久喜特別支援学校	久喜市上清久1100	0480-23-0081	0480-29-1026
騎西特別支援学校	加須市上種足888-1	0480-73-3510	0480-70-1005
さいたま桜高等学園	さいたま市桜区上大久保519-7	048-858-8815	048-858-8832
羽生ふじ高等学園	羽生市下羽生320-1	048-560-2020	048-560-2021
障害者交流センター	さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
県立総合教育センター	行田市富士見町2-24	048-556-6164	048-556-3396
県立久喜図書館	久喜市下早見85-5	0480-21-2659	0480-21-2791

緊急時（事件・事故）の連絡先

聴覚障がいのある方又は言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「ファックス110番」と併せて、携帯電話やパソコンを利用した「メール110番」を開設しています。

対象者 聴覚、音声言語又はそしゃく機能に障がいのある方

内 容 (1) メール110番

事件や事故の際に、携帯電話・スマートフォンやパソコンから専用ホームページに接続し、文字対話方式(チャット)により緊急通報を受理します。

通報用アドレス(URL) <http://saitama110.jp/>

練習用アドレス(URL) <http://saitama110.jp/tr>

※ 練習用アドレスはシステムで自動対応します。

※ お持ちの端末でご利用できるかどうか、事前に練習用アドレスでご確認ください。

(2) ファックス110番

事件や事故の際に、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

FAX 0120-264-110

《窓口》 埼玉県警察本部 地域部通信指令課

〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-832-0110

緊急時（火事・救急）の連絡先

聴覚障がいのある方などが、携帯電話からのメールで119番通報することができます。

対象者 聴覚、音声言語又はそしゃく機能に障がいのある方

内 容 (1) メール119番

火事や救急の際に、携帯電話・スマートフォンやパソコンのメールを利用して緊急通報を受理します。事前にメールアドレスを登録する必要があります。

※ メール119番通報の専用アドレスは登録完了通知書でお知らせします。

(2) ファックス119番

火事や救急の際に、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

FAX (局番なし) 119

(3) NET119

火事や救急の際に、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して緊急通報を受理します。

《窓口》 埼玉東部消防組合消防局 指令課

〒346-0021 久喜市上早見396

TEL 21-0119 FAX 23-1542

久喜市の情報発信

メール配信サービス

子育て支援行事案内や市からのお知らせなど、さまざまな情報を市民の皆さんに、電子メールで「携帯電話」や「パソコン」などに配信しています。

登録方法 ほしい情報の登録用アドレスへ空メールを送信すると、「～情報登録案内」というメールが届きますので、案内に従って登録してください。

子育て支援情報

kuki.kosodate@mpme.jp



安全・安心情報

kuki.anzen@mpme.jp



市政・イベント情報

kuki.info@mpme.jp



防災行政無線情報

kuki.bousai@mpme.jp



公式 SNS

イベント情報や市政情報などをタイムリーに発信しています。また、災害時の情報発信ツールとしても活用します。

閲覧方法 各ホームページの検索バーでアカウント名を検索するか、QR コードを利用してください。

ツイッター

アカウント名 久喜市

ユーザー名 Kuki_City_PR



フェイスブックページ

アカウント名 久喜市

ユーザーネーム City.Kuki



LINE

アカウント名 久喜市

LINE ID @kuki



公式動画チャンネル

「YouTube(ユーチューブ)」に久喜市公式動画チャンネルを開設し、プロモーションビデオやイベントの開催風景など、市の魅力を動画でお伝えします。

閲覧方法 YouTube の検索バーで「久喜市公式」と検索するか
QR コードを利用してください。



テレ玉データ放送

イベント情報や市政情報のほか、災害発生時には防災情報をリアルタイムで発信します。

閲覧方法 テレ玉(地デジ3チャンネル)視聴時にリモコンの「d ボタン」を押して、久喜市を選択してください。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)